発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 6F TEL:06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/

取り組みやすくする事業者の予見可能性 を高め、 自 主点検に

1 指針の第1は、「科学的根拠に関する事制点から、より詳細に示されたものとないとは、です。こちらはガイドライン(「機能性」)と健食留意事項(「健康食品に関する景明に対するがは、「科学的根拠に関する事が、」 18年)11月の規制改革推進会議(内閣府)において、「機能性表示食品の広告規制府)において、「機能性表示食品の広告規制府)において、「機能性表示食品の広告規制の指針の公表に至っており、「不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高める」とともに「事業者による自主点検及び業界ではよる自主規制等の取組の円滑化をともに「事業者による自主点検及び業界では、事業者が困難をきたしています。その後同会議における議論を経て今回の指針の公表は、平成30年(20回る」ことを主な目的としています。 科学的根拠に関する事項 機能性表示食品の事後チェック指針案が公表されました

広告その他の表示上の考え方について

になるものと思われます。 考えられない具体例」が記載されていますので、以下に一部を抜粋してみます。「 会理的に説明できない場合」「不備がある を理的に説明できない場合」「不備がある が記載されています。「 はでの内容についてより詳しく記 が記載されています。「

・届出資料において、表示する機能性に見れているが、表示の内容が、科学的根拠の内容に比べて過大である、又は当該根の内容に比べて過大である、又は当該根の内容に比べて過大である、又は当該根の大容に比べて過大である、以は当該根の大きによいで、表示の内容が、科学的根拠の大きによいで、表示する機能性に見

・研究レビューにおける成分と届出食品中・研究レビューにおける成分と届出食品での形態や剤型が異なる場と届出食品での形態や剤型が異なる場と届出食品での形態や剤型が異なる場合において、有効性が確認された際の摂取時の形態や剤型が確認された際の摂取時の形態や剤型が確認された際の摂取時の形態や剤型が確認されない場合、等に対して、

(4) 医師や専門家等の推奨等

る部分のみを引用する場合。等していないにもかかわらず、肯定してい推奨等が当該食品の効果を全面的に肯定

いたりする"等の医療が必要でないかのような表現を用いたり、治療や投薬等のような表現を用いたり、治療や投薬等、断定的な表現を用いて効果を保証するか がある点にも留意が必要です、なお、「体験談」については、 以下の記載

じような効果が得られた者が占める割及びその属性、②そのうち体験談と同者が行った調査における①体験者の数「当該体験談を表示するに当たり事業

support@label-bank.co.jp

第 133 号

係る問題事項等の例示 (一部抜粋)】 品表示法上問題となるおそれのある事項 【届出された機能性の範囲を逸脱して景 解消に至らない身体の組織機能等に

るなどにより表示すること"総機能等の変化をイラストや写真を用いる機能性ではおよそ得られない身体の組"当該食品又は当該機能性関与成分が有す (2)届出された機能性に係る表示

すること"等様の機能性が期待できるものとして訴求様の機能性が期待できるものとして訴求た対象者の範囲が限定されているにもかた対象者の範囲が限定されているにもかが開いた機能性の科学的根拠が得られ

認性をもって明瞭に表示されていない"等"試験条件(対象者、人数、摂取方法等)が視(3)実験結果及びグラフ

(5)体験談

度確認をされておくとよいと思います。 ち影響のある指針と思われますので、一なく、一般的な健康食品を取り扱う方だけです。機能性表示食品を取り扱う方だけです。機能性表示食品を取り扱う方だけです。 が、同指針の案の施行期日は、令和2年(パブリックコメントで意見募集中です

https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDo的透明性の確保等に関する指針(案)」の透明性の確保等に関する指針(案)」条考:「機能性表示食品に対する食品表示等 (川合)

https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000196910

心います。-

表示することが推奨される。」れなかった者が占める割合等を明瞭に合、③体験者と同じような効果が得ら

した表示 えるでしょう。とりわけ確認が必要といする場合には、とりわけ確認が必要といいても体験談に触れられていますので、いても体験談に触れられていますので、また同指針の「打消し表示」の項目におまた同指針の「打消し表示」の項目にお 届出表示又は届出資料の一部を引用

6

指針になるものと思われます。 業者の予見可能性を高める」役割を果たす以上までが、「不適切な表示に対する事 た表示を行う場合"とで、届出された機能性の範囲を逸脱し"届出表示の一部を切り出して強調するこ

日の予定 施行期日は令和2年 (2020年) 4月・

では、「大きなのと、「大きなのと、「大きなのとなった場合において「景品表」が、つに、「機能性表示食品に関する科学的知り表示の裏付けとなるものとは取り扱わない」が、「大きなのではないと判断される。」が、一見及び客観的立場を有すると認められるり表示の裏付けとなる科学的根拠が合理り表示の裏付けとなる科学的根拠が合理り表示の裏付けとなる科学的根拠が合理は、「事業者による自主点検及び業界団体による自主規制等の取組の円滑化を図る」目を大いているものではないと判断されるものとして、今後こうした仕組みづくりが進められるものと思われます。

ミニコラム 「添加物の表示方法について」

今回は原材料名としての添加物の表示方法について取り上げたいと思います。下記の表示を例にして、食品表示基準とともに確認していきたいと思います。

原材料名:小麦粉、砂糖、全卵、植物油脂、カシューナッツ、水 あめ、くるみ、アーモンドパウダー、メープルシロップ、牛乳、 食塩/膨張剤、トレハロース、増粘剤(キサンタン)、香料、着色 料(カラメル)

- 1次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、
- (①) <u>別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄</u>に掲げる用途の表示を、
- (②) それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。

食品表示基準(P.13 添加物)

①: 別表第六の上欄に掲げられている使用用途は下記の8つの用途です。

「甘味料」「着色料」「保存料」「増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料」「酸化防止剤」「発色剤」「漂白剤」「防かび剤又は防ばい剤」

これらの用途で使用された添加物は、別表第六の下欄に掲げられている用途名に添加物の物質名を併記して表示することとなり、上記の表示例では「増粘剤(キサンタン)」「着色料(カラメル)」が該当します。

②: 別表第六の上欄に掲げる用途でない添加物の場合は、物質名で表示されています。上記の表示例では「トレハロース」が該当しますが、「膨張剤」「香料」は、①と②に該当しません。

添加物の表示方法については項目 3 の内容として次の記載もあり、「膨張剤」「香料」はこちらによる表示となります。

1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、

(③) <u>別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</u>

食品表示基準(P.14 添加物)

③: 別表第七の上欄に掲げられているものは下記の通りです。

「イーストフード」「ガムベース」「かんすい」「酵素」「光沢剤」「香料」「酸味料」「チューインガム軟化剤」「調味料(甘味料及び酸味料に該当するものを除く。)」「豆腐用凝固剤」「苦味料」「乳化剤」「水素イオン濃度調整剤」「膨張剤」

こちらは"食品表示基準について 別添添加物 1-4"を参照されるとわかりやすいかもしれません。

それぞれに定義、一括名、添加物の範囲が定められており、使用用途と添加物によって、上記の表示例のように一括名で表示されるものもあります。このように、添加物の表示方法は①②③の大きく3つあることが分かります。

今回①で取り上げた用途名と添加物の物質名を併記する表示について、添加物の物質名に「色」、「増粘」の文字を含む場合に「着色料」、「増粘剤」または「糊料」の用途を省略する表示、添加物の物質名でも一般に広く使用されている名称として簡略名での表示も可能とされており、仮に同じ添加物を同じ用途で使用した商品であっても、表示作成にあたられる方や企業毎の自社ルール等によって、表示方法は違ってくるものと思います。

また③の一括名による表示は、表示スペースが限られる場合に表示の文字数を減らすことができること、添加物の物質名のみの表示よりも使用目的がわかりやすい面もありますが、表示を見る側からすると使用されている添加物が表示からはわからないといった面もあります。こちらについては現在行われている、食品添加物表示制度に関する検討会において論点の一つとされております。

一般的に「添加物」というとあまり良いイメージをもたれてない 印象がまだありますが、商品を作る上で必要となるからこそ使用 される添加物と思いますので、表示方法の基準に準じた上で見や すさ、わかりやすさが考慮された表示にして頂ければと思います。

(斎藤)

食品表示基準

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_191031_01.pdf

食品表示基準について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_200115_03.pdf

『月刊 HACCP』寄稿のお知らせ

アレルゲン表示の現状と留意点

『月刊 HACCP』にて「アレルゲン表示の現状と留意点」について執筆しております。 アレルゲンの表示は、食品表示の担当者もそうでない人も、一般的に食品表示の中で最も大切な表示事項であると認知されていると言えるでしょう。新基準への移行期限をもうすぐ迎える今のこの機会に、アレルゲン表示のミスを防ぐことを目的に、現状と留意点をまとめています。 ご関心のある方はぜひお買い求めください。

□ 『月刊 HACCP』のご紹介はこちら https://www.keiran-niku.co.jp/haccp.html





